第３次瑞穂町スポーツ推進計画策定業務委託仕様書

１　適用

本仕様書は、瑞穂町（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）に委託する「第３次瑞穂町スポーツ推進計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

２　業務目的

本業務は、令和５年３月に策定した第２次瑞穂町スポーツ推進計画（後期計画）の計画期間が令和１０年３月で終了するため、スポーツ振興に関する施策の指針となる瑞穂町スポーツ推進計画の見直しを行い、令和１０年度から令和１９年度までの１０年間を計画期間とする第３次計画を策定する。また、本計画策定後における具体的な取り組みの受け皿となるスポーツ関連の町有施設のあり方について、「瑞穂町公共施設等総合管理計画」（令和６年３月改定）、~~及~~および「瑞穂町公共施設個別施設計画」（令和６年３月策定）、多摩都市モノレール延伸事業に伴うまちづくり計画といった既往計画を踏まえ検討する。

学校体育施設との役割分担やスポーツ開放のあり方を整理し、町全体のスポーツ環境の最適化を図る。

３　計画の位置付け

本計画はスポーツ基本法第１０条に定める「地方スポーツ推進計画」として位置付けられる。国のスポーツ基本計画を参酌し、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画として策定する。

計画の策定にあたっては、町の上位計画である「第５次瑞穂町長期総合計画後期基本計画」並びに分野別計画に記載されている運動やスポーツに関するものとの整合性を図るものとする。主な分野別計画は次のとおりである。

・瑞穂町第５次地域保健福祉計画
・瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
・瑞穂町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
・瑞穂町子ども計画
・瑞穂町公共施設等総合管理計画
・瑞穂町公共施設個別施設計画

また、国や都の関連計画との整合性もあわせて図るものとする。主な関連計画は次のとおりである。

・第４期スポーツ基本計画（令和９年４月から施行）

・健康日本２１（第三次）
・東京都スポーツ推進総合計画
・東京都障害者スポーツ振興計画
・東京都健康推進プラン２１（第三次）

4　履行期間

令和９年１月４日（月）から令和１０年２月２９日（火）までとする。

5　計画期間

本業務で策定する第３次瑞穂町スポーツ推進計画の計画期間は、令和１０年度から令和１９年度までの１０年間とする。

6 業務内容

（１）現状調査・分析

・住民意識調査（住民アンケート調査）の企画・実施・分析（配布数：１，５００件）

対象者は、町が住民基本台帳から無作為抽出した１８歳以上の町民とし、対象者名簿は町が提供する。郵送による配布・回収に加え、インターネット上のフォーム等での回答も可能とする。

・利用者意識調査（利用者アンケート調査）の企画・実施・分析（回収目標：５００件）

町内スポーツ施設の利用者を対象とし、施設窓口での調査票の配布・回収および二次元コードの掲示によるインターネット上のフォーム等での回答により実施する。調査期間は１か月程度とし、対象施設および施設ごとの回収目標は町と協議のうえ決定する。

・関係団体ヒアリング調査の企画・実施・分析–

町の重要なスポーツ資源と考えられる主要な団体（約１０団体）を対象に、直接訪問またはＷｅｂ面談によるヒアリングを実施する。対象団体は、競技団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員等の多様な分野から、町と協議のうえ選定する。

・第２次瑞穂町スポーツ推進計画（後期計画）の取組に対する評価・分析

（２）将来ニーズの整理

（１）の調査結果および既存の統計・計画等をもとに、次の事項について整理する。

・人口動態を踏まえた、子ども、高齢者、障害のある人など、ライフステージや属性に応じたスポーツニーズ
・部活動の地域展開が子どもの運動機会に与える影響

・町民のスポーツ実施率向上に向けた課題

・ｅスポーツを含むデジタルアクティビティの導入に関する先進事例

（３）町スポーツ施設のあり方の検討

住民ワークショップ等を通じて検討した本計画の目指す将来像を踏まえ、次の事項について整理し、その結果を本計画の策定に活用する。なお、本計画への反映内容は町と協議のうえ決定する。

・スポーツ施設等の現状及び課題の整理

・スポーツ推進施策と施設等との関係性の整理

・スポーツ施設等の機能・役割及び連携の方向性の整理

・将来的な施設整備・管理運営に向けた検討課題の整理

（４）スポーツ推進計画（案）の作成

次の内容を含む計画書（案）および概要版（案）を作成する。

・現状と課題の整理

・計画の基本理念・目指す将来像および基本目標

・施策体系および具体的な取組

・成果指標の設定

・計画の進行管理の方法

（５）計画策定に係る会議体等の運営支援

・スポーツ推進計画策定委員会（４回程度を想定）にかかる会議運営支援

・会議資料作成支援

・会議への出席および必要に応じた説明等

・会議録作成（要点記録）

（６）住民参加・議会対応

・本計画の目指す将来像の検討に向けた住民ワークショップの企画・運営（３回程度）

・パブリックコメント等に係る資料作成

・パブリックコメントで寄せられた意見の整理、意見に対する町の考え方（案）の作成および計画案への反映

・議会説明資料の作成補助

（７）自主提案

・本業務の目的をより効果的に達成するため、受注者の専門性や知見を活かした取組について、自主提案を行うこと。なお、自主提案の実施内容は町と協議のうえ決定するものとし、その実施に係る費用は本業務の委託料に含むものとする。

（８）その他

・上記業務遂行に係る町との打ち合わせ

7　成果品の仕様

・Ａ４縦、横書き、カラーとする。ただし、モノクロ印刷した場合においても判読ができるよう配慮されたものとする。

・PDF および編集可能データ（Word、Excel 等）

・表紙を含め、図表・グラフを用いた視覚的にわかりやすく見やすい構成、デザインとすること。

8　成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。成果品の著作権はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに他に公表・譲渡・貸与または使用してはならない。

（1）第３次瑞穂町スポーツ推進計画 本編 カラー PDF および編集可能データ

（2）第３次瑞穂町スポーツ推進計画 概要版 カラー PDF および編集可能データ

（3）最終報告書（パイプファイル綴じ）　２部

（4）各種調査の集計データ（回答データを含む）、会議資料、会議録等の業務の過程で作成した資料及びデータ一式

9　特記事項

・６（３）町スポーツ施設のあり方の検討は、スポーツ推進計画に位置付ける施策を実現するための活動場所及び施設機能等のあり方について基本的な方向性を整理するものであり、個別施設の統廃合、新設・改修施設の具体的な規模・配置、概算事業費の算定、具体的な事業手法の選定及び民間活力導入可能性の評価等は本業務の対象外とする。

・都市計画部門、財政部門、学校教育部門との連携を前提とする。

・必要に応じて追加調査を行うことがある。

１０　業務上の注意事項

（1）受注者は、常に発注者と密接な連携を図り、発注者の意図について承知の上、作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。

（2）詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ発注者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。

（3）本業務における法令や計算の根拠、外部資料、及びデータの出典などは全て明確にしておくこと。

（４）受注者は、本業務上知り得た行政及び個人の情報にかかわる秘密を一切他に漏らしてはならない。また、発注者の許可なく本業務以外に利用してはならない。

（５）本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか企画提案、国、都、瑞穂町の各種計画書、関係法令及び諸規則等に基づき行うこと。

（６）本業務の遂行に必要な関連資料について、受注者は、発注者所有のものについては発注者から貸与を受け、受注者の責任により管理し、破損、紛失、盗難等のないよう十分留意し、検査完了後速やかに発注者へ返却することとする。

　受注者は、資料の貸与及び返却に際し、その旨を明記した証を発注者に提出することとする。

（７）本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他の権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

（８）本仕様書に明示なき事項又は疑義を生じた場合は、発注者・受注者で協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行しなければならない。